

令和7年度（2025年度）第8回教育委員会（10月定例会）議事録

- 1 日時 令和7年（2025年）10月6日（月）
午後1時00分から午後3時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 越猪 浩樹
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 県立高等学校入学者選抜制度に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第3号 令和8年度（2026年度）教職員異動方針について
- 議案第4号 令和7年度（2025年度）熊本県教育功労（優秀教職員）表彰について
- 議案第5号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第6号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第7号 教職員の懲戒処分について
- 議案第8号 教職員の懲戒処分について
- 議案第9号 職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 県立高等学校あり方検討会からの提言について

5 会議の概要

（1）開会（13:00）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号から議案第9号は人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号、議案第2号及び報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第7号から議案第9号、その後議案第3号から議案第6号の順で審議した。

（4）議事

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。1 ページをお願いします。議案第 1 号「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

提案理由は、9 月県議会定例会に提案した教育に関する議案について、冒頭提案分と追加提案分それぞれ知事から意見照会がありましたが、いずれも教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

2 ページをお願いします。まず、冒頭提案分についてです。教育委員会の意見として「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は 3 ページ「記」以下の項目で、第 1 号の補正予算、専決処分の報告及び承認の関係部分、和解及び損害賠償額の決定についてです。

まず、補正予算について 1 3 ページをお願いします。9 月補正予算総括表で、後ほど説明します追加提案分を含めて記載しています。1 4 ページをお願いします。冒頭提案分の補正予算の内訳は、争訟事務や企業との連携による特出した高校魅力化事業などのほか、債務負担行為 2 件です。

次に、1 5 ページ以降は専決処分の報告及び承認で、令和 7 年 8 月豪雨災害に対し緊急に必要な予算を知事専決処分で補正したものです。2 4 ページに内訳を記載しており、県立学校の備品教材や施設の災害復旧事業を計上しました。

次に、和解及び損害賠償額の決定についてです。2 7 ページをお願いします。教育委員会事務局職員が長時間勤務を主な要因として、令和 5 年 1 月に自死したことについて、遺族と和解を締結するとともに、解決金を支払うもので、和解の相手方は職員の配偶者及び子の個人 2 名、損害賠償の額は 1 億 1 2 万 7, 5 1 8 円に遅延損害金を加算した額です。和解事項は、県は、本件自死が、当該職員が所属していた教育事務所長や歴代教育事務所長をはじめとする、教育委員会事務局による勤務時間並びに健康管理についての安全配慮義務懈怠により生じたことについての責任を重く受けとめ、衷心より謝罪するなど記載の 5 項目です。

次に、追加提案分です。2 8 ページをお願いします。教育委員会の意見として「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。該当の議案は、2 9 ページ「記」記載の第 5 8 号の補正予算で、9 月 2 6 日に追加提案したものです。3 7 ページをお願いします。追加提案分の補正予算の内訳は、県営体育施設整備事業のほか、災害復旧事業 3 件、債務負担行為 1 件です。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それではこの件については、原案とおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

○議案第 2 号 県立高等学校入学者選抜制度に係る臨時代理の報告及び承認について

高校教育課長

高校教育課です。3 8 ページをお願いします。議案第 2 号「県立高等学校入学者選抜制度改革に係る臨時代理の報告及び承認について」御説明します。

提案理由を３８ページに記載しております。令和７年９月熊本県議会定例会代表質問において、教育長が熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第２条第１項第１３号に係る答弁を求められましたが、教育委員会に付議する暇がなく、同規則第３条第１項の規定により教育長が臨時に代理して回答したことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

３９ページをお願いします。１の質問要旨を御覧ください。下線を引いておりますが、自民党の内野議員から、「『県立高等学校あり方検討会』の提言では、新入試制度について、国のデジタル併願制などの動きを受け、国における高校教育に関する新たな動きが出てきている中、何らかの検討の余地があるのではないかと留意事項が明記されている。そこで、これらの提言で示された方向性等を実現するため、今後、どのように取り組んでいくのか。」と教育長に質問されました。

４０ページをお願いします。以下、承認を求める内容です。

教育長の答弁として、こちらも下線を引いておりますが、「新入試制度による実施を予定していた、現在の中学２年生が受検する県立高校の入学選抜については、国の高校教育改革の動向を見極める必要があることから令和８年度末から予定していた新入試制度の実施を一旦見送り、現行の制度を当面の間継続したいと考えている。」と回答した次第です。

事務局からの説明は以上です。

御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それではこの件については、原案とおりの可決してよろしいですか。

（委員了承）

○報告（１） 県立高等学校あり方検討会からの提言について

政策監兼高校教育課高校魅力化推進室長

高校教育課です。県立高等学校あり方検討会からの提言について御報告します。資料は４１ページを御覧ください。

議案第２号の入試制度に係る報告でも触れましたが、先月１０日に県立高等学校あり方検討会から提言書が提出されました。

資料４１ページ、４２ページが提言の概要、４３ページ以降が提言書の本文となっております。

あり方検討会では、令和７年度以降の県立高校の方向性を検討するため、１年２か月にわたり議論していただきました。

今回の提言は、資料４１ページの５にありますとおり、全ての中高生や保護者を対象に実施したアンケート調査や、県内２５カ所延べ２８回に及ぶ地域での意見交換会、教職員や市町村長等への意見照会等、様々な関係者の御意見を踏まえながら、検討会で協議いただき、まとめられております。

また、４２ページの８にありますとおり、提言には「魅力ある学校づくりに向けた取組」と「人口減少を見据えた教育環境の整備」という２つの基本的な方向性が示されています。

左側の魅力ある学校づくりに向けた取組については、地元自治体や企業など地域等との連携・協働の推進やＩＣＴ活用による遠隔教育の充実等、多様なニーズ

に応じた学びの場づくりの推進など4つの項目を推進する必要があるとされています。

右側の人口減少を見据えた教育環境の整備については、まず、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減や定員割れによる学級減、統廃合基準の策定などの「募集定員の見直し」が必要とされており、私立高校との十分な協議の必要性についても盛り込まれています。

また、高校での学びを進化させていくため、普通科、専門学科、総合学科など「課程・学科のあり方」の検討を進めていくこと、そして、「通学区域・学区外枠」については、都市部への一極集中を防ぐため、当面は現行の3学区を維持することが望ましいことなども盛り込まれています。

まずは、この提言の内容を学校現場、関係者、県民にもしっかりと周知していくとともに、国の動きを見ながら基本方針及び実施計画の検討を進めて参りたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。

教育長

この件については、よろしいでしょうか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いいたします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和7年（2025年）11月4日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後3時50分。